第5章 史跡仙台城跡の保存・活用・整備等の現状と課題

史跡の保存・活用・整備については、以下の図 5-1 に示す内容を踏まえて記載していきます。

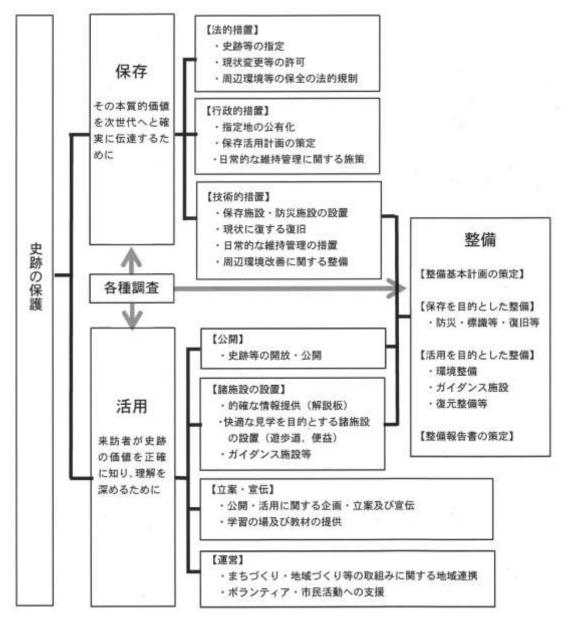


図 5-1 史跡の保存・活用・整備

『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』(文化庁 2015)より作成

第1節 保存の現状と課題

[現状]

ア 史跡指定による保存

平成 15 年、平成 22 年、平成 24 年に史跡指定を行っています。また、平成 26 年度に、平成 24 年指定地の一部を公有化しています。

イ 史跡指定地以外への対応

史跡を目指す範囲については、土地所有者に対し、地下に埋蔵されている遺構の重要性を説明し、

第5章 史跡仙台城跡の保存・活用・整備の現状と課題

事業を行う場合の遺構保存の協力を求めています。指定を目指す範囲以外の埋蔵文化財包蔵地は大 半が公有地であるため、事業の所管部局と事前に協議し、遺構保存への協力を求めています。

ウ 自然災害への対応

地震や大雨などの自然災害により、遺構や地形に被害が生じた場合は、復旧の措置をとっています。また、修復を行った石垣の一部については、定期的に観測を行っています。

エ 遺構支障木の伐採

石垣等の遺構に影響を与える樹木の伐採を、平成17・18年度に一部で行っています。

オ 石垣の管理

石垣は史跡の本質的価値を構成する要素であるため、変形が生じたり崩落した場合、石材を元の位置に戻す必要があります。そのためには、現状の測量や観察による台帳(石垣カルテ)の作成と、台帳に基づく日常的な観察が必要であると文化庁から示されています。仙台城跡の場合、石垣の所在確認と略測は行っていますが測量図の作成は約半分にとどまり、石垣カルテの作成は未着手です。

カ 調査の実施

昭和 48 年 (1973) に初めて二の丸跡で発掘調査が行なわれて以降、仙台城跡では各種事業に伴い発掘調査が行なわれ、重要な成果が蓄積されてきています。また、平成 13 年 (2001) 以降は、文化庁の国庫補助を得て、城跡の性格究明のための遺構確認調査が継続実施されてきています。文献、絵図等の史料調査の成果は、『仙台市史』でまとめられています。

「課題]

ア 追加指定

史跡を目指す範囲約 103 ヘクタールのうち現在約 70 ヘクタールの指定であり、未指定の地域があることから、今後とも指定の同意を得られるような働きかけを継続することが必要です。

イ 公有化

指定地のうち公有化されていない範囲についての公有化が課題です。<u>なお、公有化にあたっては</u> <u>所有者の意向を前提に進めます。</u>

ウ 国有地の所管換えへの対応

平成 22 年の追加指定は、財務省所管地の文部科学省への所管替えが契機でした。他の国有地についても、今後所管換えの動きがあった場合、適切な対応が必要です。

エ 現状変更、開発行為への対応

史跡指定地内での現状変更等や、指定地外での開発行為などに対して、適切な対応を継続する必要があります。

オ 自然災害への対応

仙台城跡は、自然地形を利用した城郭であることから傾斜地が多く、自然災害が発生しやすい状況です。例えば、崖地の崩落や、沢が土砂で埋まる、地震により石垣が崩落するなどの災害が過去にも発生しています。そのため、災害発生時の迅速な応急措置とその後の復旧ができる体制を維持する必要があります。また、災害時の対応だけではなく、防災のための施策をあらかじめ検討しておくことも必要です。

カ 樹木の管理

仙台城内には多くの樹木が生育しています。自然環境と城郭遺構が一体となっている点が仙台城

跡の特徴でもありますが、一方、樹木の根が遺構の変形の原因となる場合も考えられ、遺構保存と 植生との両立を図る必要があります。

キ 史跡地内の車両通行

史跡地内に市道が通っており、通勤や観光等のための多くの車両が城郭内を通行しています。石垣に近接して車両が通行することに伴い、振動が生じ石垣への影響が懸念され、車両が石垣に接触し石垣がき損する事故も発生しています。また、天然記念物青葉山に近接して車両が通行することにより、排気ガスや振動の植生環境への影響が懸念され、車両通行と遺構保存との両立が課題です。

ク 石垣をはじめとした遺構の維持管理

石垣が自然災害等で崩落し元に戻す場合、石材の位置や勾配などの記録が必要です。また、日常 の維持管理において変状を早期に把握するためにも、測量図を元にさまざまな情報を記録した台帳、 いわゆる石垣カルテの作成が必要です。

土塁や堀跡等の遺構についても、復旧のためには現在の情報を測量等により把握しておく必要があります。

ケ 史跡指定地以外の遺構の保存

指定地以外の遺構についても、今後とも保存を図ることが必要です。例えば、広瀬川沿いの石垣 や、川底にある旧大橋に関わる遺構などの保存の方向性の検討などが考えられます。

コ 調査の継続実施

城郭の重要な構成要素である石垣の測量は一部にとどまり、石垣カルテの作成も未着手であることから、測量の実施と石垣カルテの作成が必要です。また、史資料調査については、所在確認と概要の把握にとどまっており、詳細な内容研究を進める必要があります。



図 5-2 本丸懸造跡推定地の崖際に生える樹木



図 5-3 巽門跡東側の土手に生える樹木



図 5-4 本丸北西石垣に近接する市道



図 5-5 中門石垣に近接する市道

第2節 活用の現状と課題

[現状]

ア 来訪者の状況

第3章第3節12「社会的調査の成果」参照。

イ 遺構整備、案内板設置等の取組み

来訪者が史跡の本質的価値を理解できるように、遺構表示、案内板・解説板の設置等を行っています。「第3節 整備の現状と課題」で記述します。

ウ 調査成果の公開

各種調査成果の公開は、以下の手法で行っています。

発掘調査現場の公開(年1回程度)、発掘調査成果の展示(年1~2回)、広報紙(年3回発行)での発表(適宜)、ホームページの開設(「仙台城跡-伊達政宗が築いた仙台城-」)、パンフレットの刊行、映像資料の作成(「文化財この1年」)、学会等での発表(宮城県考古学会、全国城跡等石垣整備調査研究会等)、博物館・仙台城見聞館における展示、書籍(「仙台市史」など)

エ 学校教育との連携

○学校での出前授業

文化財課職員が学校に出向き、江戸時代や仙台城跡に関する授業を行っています。平成 28 年度には小学校 11 校、平成 29 年度には小学校 11 校で授業を行いました。授業の際には、発掘調査で出土した瓦、陶磁器などを実際に子供たちに触らせたり、大広間跡から出土した金銅飾り金具を間近で見せるなどしています。

○仙台城跡を授業として見学

学校の授業として仙台城跡を見学したのは、平成28年度は小学校3校、平成29年度は小学校7校、中学校1校です。例えば、博物館の見学の後、清水門を通る登城路を通り本丸跡へ至り、石垣や大広間跡遺構表示を見学しています。

○職場体験

仙台市内の中学校では、主に2年生が商店や官公庁などで職場体験を行っています。仙台城跡の発掘調査事務所でも中学生(3~5名ずつ)を受け入れており、平成28年度は6校、平成29年度は5校を受け入れました。生徒たちは、遺構確認調査、遺物整理作業、城内の除草、登城路や解説サインの清掃などを体験しています。

○学校活動の支援

部活動など、授業以外の活動で仙台城跡がテーマとなる場合の支援を行っています。平成 29 年には、仙台工業高校模型部が仙台城跡を紹介する動画を作成し、市博物館で上映するな どしましたが、企画や撮影にあたり文化財課職員及び市博物館職員が協力しました。

カ 市民向けの講座・石垣見学会

文化財課職員が市民センターや集会所などに出向いて講座を行っています。仙台市の市政出前講座のテーマのひとつとして、「政宗の夢 仙台城」を設けており、そのテーマでの市民からの依頼が多く寄せられています。平成28年度は、「政宗の夢 仙台城」のテーマの他、まちあるきを含めた仙台城下の成り立ちに関わる依頼が多く、37回の出前講座を行いました。平成29年度は12回行いました。

また、石垣についての市民の理解を深めてもらうために、石垣見学会を実施しています。小学校

5 年生以上の親子を対象としたものと、一般を対象としたものとがあり、平成 28 年度は夏休みに 親子見学会 2 回、秋に一般見学会 1 回、平成 29 年度は親子見学会を夏休みに 2 回、秋休みに 1 回 実施しました。

キ ガイド活動等

○NPO 法人仙台城ガイドボランティア会

平成 16 年度に文化財課が実施した仙台城跡ガイドボランティア養成講座の受講者を中心に 平成 18 年に設立され、平成 21 年に NPO 法人として認証されました。会員数約 40 名で、本丸 跡を拠点とし、仙台城跡の歴史、本丸大広間跡、本丸石垣などについて解説しています。基本 的に 4~11 月の土日祝日に活動していますが、それ以外の曜日も依頼に応じて対応しています。 また、市民を対象とした親子クイズラリー、史跡見学会なども企画しており、イベントに参加 する市民の数は年々増えています。

○博物館ガイド三の丸会

主に博物館の展示内容を解説するボランティアガイドであり、平成9年に設立されました。 会員数は約120名で、博物館敷地にある遺構や石碑などの解説も行なっています。

○伊達武将隊

伊達政宗や支倉常長などの歴史上の人物に扮し、主に本丸跡でのおもてなし活動を行っています。市の緊急雇用創出事業として平成22年に結成され、平成27年以降は民間会社が運営し市が、本丸跡での演武やガイド活動、各種イベントへの出演などを委託しています。現在隊員は8名で活動しています。

ク 外国人来訪者への対応

城内の遺構解説板、仙台城見聞館の展示パネルとリーフレットなどは、日・英・中・韓の4か国語で表記しています。本丸跡の一部の解説板では、英・中・韓の他、独・仏・伊・アラビア語など合わせて11か国の言語に翻訳できるアプリに連動したQRコードを貼付しています。

市博物館の展示解説は英語を併記しており、パンフレットは日・英・中・韓の4か国語で表記しています。

市内には英語でのガイドボランティアを行っている団体があります(仙台ボランティア英語通訳ガイドグループ GOZAIN)。仙台城ガイドボランティア会でも、英語での対応について自主的に研修を行っています。

ケ イベント等の実施

○仙台七夕花火祭

仙台七夕まつりの前夜祭として、毎年8月5日に仙台七夕花火祭が行なわれています。二の 丸跡から花火が打ち上げられ、平成29年に開催された第48回花火祭では、約45万人(主催 者発表)の来場者がありました。見学者は、主に仲の瀬橋、西公園、追廻地区などで観覧しま すが、本丸跡からの見学者もみられます。

○晩翠忌の「荒城の月」市民大合唱

仙台市出身の詩人、土井晩翠をしのび、命日の10月19日に本丸跡で「荒城の月」を歌うイベントが、平成29年(2017)まで行われていました。土井晩翠は昭和27年に没しましたが、翌年から有志による歌唱が始められ、その後、木町通小、立町小、片平丁小の3校が順番に歌唱していました。

○「政宗ワールド」フェスタ

伊達政宗生誕 450 年を記念し、平成 29 年 (2017) 9月 30 日に民間団体によるイベントが開催されました。本丸跡で、鉄砲隊の演武、茶道・弓術・兵法の披露、子どもたちのチャンバラ合戦などが行なわれました。

○本丸跡での「駆け上がり」

平成 29 年 (2017) 10 月 9 日に、国際センターでの民間団体によるイベントの一環として、本丸詰門跡のる一ぷる仙台バス停付近から護国神社石段を上り、伊達政宗騎馬像まで競走するイベントが行われました。

○初日の出の鑑賞

本丸跡から初日の出がよく見えるため、市民が元日に本丸跡を訪れています。



図 5-6 発掘調査現場の公開 (平成 29 年度)



図 5-7 出前授業 仙台城跡の瓦を観察



図 5-8 大広間跡での野外授業



図 5-9 親子石垣見学会 角石の大きさを測る



図 5-10 ボランティアガイドの 活動

石垣の特徴を解説



図 5-11 外国語翻訳のための QR コード 解説サインなどに設置

コ 日本遺産の認定

平成28年度に「政宗が育んだ"伊達"な文化」が日本遺産に認定されました。仙台市、塩竈市、 多賀城市、松島町に広がる仙台城跡、大崎八幡宮、瑞巌寺などの史跡、国宝、重要文化財などや伝統芸能、伝統技術なども含めて日本遺産を構成しています。仙台城跡はその構成要素の一つであり、 県外や海外への文化、観光面でのアピールの場として、重要な位置を占めています。

[ストーリーの概要]

仙台藩を築いた伊達政宗は、戦国大名として政治・軍事面での活躍は広く知られるところであるが、時代を代表する文化人でもあり、文化的にも上方に負けない気概で、自らの"都"仙台を創りあげようとした。

政宗は、その気概をもって、古代以来東北の地に根付いてきた文化の再興・再生を目指す中で、伊達家で育まれた伝統的な文化を土台に、上方の桃山文化の影響を受けた豪華絢爛、政宗の個性というべき意表を突く粋な斬新さ、さらには海外の文化に触発された国際性、といった時代の息吹を汲み取りながら、これまでにない新しい"伊達"な文化を仙台の地に華開かせていった。

そして、その文化は政宗だけに留まらず、時代を重ねるにつれ、後の藩主に、さらには仙台から全国へ、そして武士から庶民にまで、さまざまな方面へ広がり、定着し、熟成を加えていった。

[課題]

ア 景観と植生

現在、広瀬川対岸などから仙台城跡を見た際には、樹木に覆われた一つの山並みとしての景観となっており、城郭としての遺構は認識しにくい状況です。また、城から市内を眺めた際の眺望についても、樹木の繁茂により見える範囲が限られています。現在のところ、外から見た史跡の景観及び史跡から見る眺望のありかたについての方針は検討されていないため、史跡としてのあるべき景観についての方針を検討し、それに基づき植生環境を維持管理していく必要があります。



図 5-12 大橋付近からの遠景 (平成 27 年 3 月撮影)



図 5-13 仲の瀬橋からの遠景 (平成 27 年 3 月撮影)



図 5-14 本丸跡眺望サイン付近からの景観 (平成 30 年 6 月撮影)



図 5-15 本丸跡北東部からの景観 (平成 30 年 6 月撮影)

イ 史跡見学と車両通行との両立

史跡指定地内を通勤や観光等のための車両が通行している状況であるため、歩道がない箇所では、 安全な見学のためには注意が必要な状況であり、対策が課題となっています。

ウ 調査成果等の公開

現在、展示、ホームページ等で調査成果等の情報公開を行っていますが、継続的な実施と内容の 更新を適切に行う体制を維持する必要があります。

エ 学校教育、社会教育との連携

「第2期仙台市教育振興基本計画」では、「市民や子どもたちが仙台の歴史に親しみ学び、観光客がより一層楽しめる機会を創出します。」としていることから、より一層学校教育との連携を図り、社会教育の場としてもさらなる活用を図るための取り組みが必要です。

オ 活用のための技術の検討

各地の史跡では、活用のためVRをはじめとした新たな技術の導入例があることから、仙台城跡においても、活用に関する新たな技術の導入を検討する必要があります。

カ 多様な来訪者の実態調査と対応

仙台城跡には多くの来訪者が訪れていますが、観光客と市民の割合についての実態は調査しておらず不明です。今後、史跡の活用を検討するうえで、来訪者の実態調査を行うことを検討する必要があります。

また、今後は国外からの来訪者がますます増加することが想定されることから、案内・解説等の 多言語化など多様な来訪者への対応を十分に行う必要があります。

キ 活用のための市民協働

活用事業については市が主体となって行いますが、市民からのアイデアの活用や、市民とともに活動を行うなど、市民協働を進めていくことが必要です。また、現地で活動している市民団体(仙台城ガイドボランティア会など)からの、活動に即した意見を聞き取り、事業推進の参考とすることも重要です。

ク 史跡の空間を生かした活動内容の検討

城跡やその周辺ではこれまでもイベントなどが行なわれてきていますが、より多くの方々に訪れていただくためのきっかけとして、史跡空間を生かした活動(例えば伝統芸能の鑑賞や体験プログラムの実施など)についてさらに検討する必要があります。

ケ 関連資産のネットワーク化

仙台城跡が構成要素となっている日本遺産「政宗が育んだ"伊達"な文化」には、他にも市内外にある多くの文化財が構成要素となっています。日本遺産認定を契機とした活用事業は、まだ端緒についたばかりであることから、今後、多くの関連資産との連携を図りながら、さまざまな工夫を図っていく必要があります。

第3節 整備の現状と課題

「現状]

ア 整備基本計画

仙台城跡の整備に関しては、平成16年3月に「仙台城跡整備基本構想」、平成17年3月に「仙台城跡整備基本計画」を策定し、計画に基づき整備を進めてきました。整備時期の中期段階(平成

22~31 年度) までの進捗状況は以下の通りです。(表 5-1)

計画通り完了したもの:「大広間跡遺構表示」「本丸跡排水溝等環境整備」「本丸跡ガイダンス施設」「巽櫓跡崩落防止工事」「本丸縁辺部環境整備」「三の丸蔵屋敷ガイダンス機能整備」「中門・清水門石垣復旧」「崖地崩落防止工事」

未着手のもの:「御清水・貯水槽」「二の丸詰門」「大手門」「扇坂下便益施設」「中島池環境整備」「追廻厩便益施設」

着手したが完了に至っていないもの:「三の丸外構」「造酒屋敷跡遺構表示」「園路整備」

イ 保存のための整備

保存のための整備としては、災害により被災した石垣等の遺構の修復、変形した石垣の解体積み直し、遺構(主に石垣)に影響を与えている樹木の伐採などを実施しています。(表 5-2)

ウ 活用のための整備

活用のための整備として、遺構表示や解説板の設置等を実施しています。(表 5-3)

○遺構表示

巽門跡、本丸大広間跡の遺構表示整備を実施しています。

○案内板・解説板

案内板、解説板については、平成 18 年度に仙台城跡サイン設置実施設計を行い、既設サインの統合、設置場所、基本的な仕様などをとりまとめました。その他、東日本大震災に伴う復旧事業の解説板や日本遺産認定の解説板なども設置していますが、平成 18 年度にとりまとめた仕様を踏まえて設置しています。

○園路等の整備

来訪者の利便性向上のため、園路整備、公園施設の改修などを実施しています。

○その他

本丸跡の伊達政宗騎馬像と本丸北壁石垣、大手門脇櫓のライトアップを行っています。平成 27年度には、色の変化を増やす変更を行いました。

エ ユニバーサルデザインの対応

仙台城見聞館では、出入り口にスロープを設けるとともに、車イス1台を配置しています。 仙台市博物館では、館内の見学は車イスでの移動が可能であり、車イス、ベビーカーを準備しています。映像展示では字幕(日・英)を表示しています。平成29年度には館内にWiFiを設置し、見学者の利便性を図っています。

平成 29 年度に行った青葉山公園整備事業においては、二の丸跡広場で市道からのアプローチの 段差を解消し、長沼工区ではスロープの設置を行いました。

※ユニバーサルデザインとは、「特別な製品や調整なしで、最大限可能な限り、すべての人々に利用しやすい製品、サービス、環境のデザイン」のことをいいます。

オ 歴史的建造物の復元整備

仙台城跡は歴史的建造物が残っていないため、市民から復元の要望があります。

昭和36年(1961)には、青葉城大手門並隅櫓復興期成会がつくられ、昭和38年(1963)から大手門脇櫓(隅櫓)の再建が着手され、昭和42年(1967)に、仙台市に寄附されました。

仙台商工会議所は、平成元年(1989)に仙台城大手門復原準備会を設け、平成3年(1991)には 創立100周年記念事業として大手門の復元に取り組むこととしました。平成8年(1996)には仙台

第5章 史跡仙台城跡の保存・活用・整備の現状と課題

城復元委員会が設けられ、平成 10 年(1998) には大手門、大広間、艮櫓などの復元計画を掲げた 「仙台城復元基本計画」を策定しました。

仙台市は、平成7年(1995)に、本丸北壁石垣の修復とともに本丸艮櫓の復元を行うことを表明し、以後復元に向けた事業を進めましたが、遺構保存との両立が困難であること等から、平成14年(2002)に復元事業を中止しました。

平成 29 年 11 月には、民間団体から、大手門復元要望の署名 17,646 人分が仙台市に提出されています。

「仙台城跡整備基本構想」では、「かつて仙台城にあった殿舎、櫓、城門、土塀等は、遺構が発掘調査等により明らかとなり、かつ建築構造等に関する指図、絵図等の存在が確認される場合には、活用整備の一手法として、必要な範囲で復元(復元整備)を行うものとする。(P19)」としています。また、「仙台城跡整備基本構想」では、大手門を中期に、巽門を長期に復元整備することとしています。

カ 青葉山公園整備事業

史跡仙台城跡の一部は青葉山公園整備事業と重複しており、これまでも「青葉山公園整備基本計画」に基づき公園整備事業が行なわれてきています。国史跡指定地区については、「仙台城跡整備基本計画」の整備方針を基本とした整備を進めることとしています。追廻地区には、青葉山公園のメイン施設としての青葉山公園(仮称)公園センター(以下、公園センターと表記)を建設することにしており、現在、公園センターを中心とした公園センター地区約 30,000 ㎡の整備を進めています。

「青葉山公園整備基本計画」では、公園センターの基本コンセプトとして、「青葉山公園、仙台 城跡方面への玄関口にふさわしい、来訪者に向けた「杜の都・仙台の歴史・文化の発信」、ビジターセンターとしての機能をベースとしつつ、青葉山公園の玄関口という立地特性や藩政時代からの 歴史性を踏まえた仙台の歴史・文化を発信する場」として位置づけられています。

「青葉山公園(仮称)公園センター基本計画」(平成29年4月)では、機能コンセプトとして「~ここから始まる仙台・青葉山の魅力発見~ 仙台城跡の歴史的風情と豊かな自然が織りなす青葉山公園のエントランス」とし、その実現のために情報発信機能(楽しむ)、飲食・休憩機能(憩う)、体験・交流機能(集う)の3つの機能をそなえることとしています。また、施設の周辺には、イベントや体験プログラムを楽しむための広場整備も行う計画です。

[課題]

ア 整備基本計画の見直し

現行の「仙台城跡整備基本計画」については、策定から 10 年以上経過していること、整備時期の計画どおりに進捗していないものがあること、追加指定範囲についての整備の方針を示す必要があることなどから、現状を踏まえた見直しが必要です。

イ 遺構の顕在化

仙台城跡の特徴は自然地形を利用した外郭線であることに加え、廃城後の経緯で建物跡が残っていないこと、大手から本丸まで直結する通勤・観光に使用される市道が城内を通るように近代以降の改変が行なわれていることなどから、城郭として理解しにくい面があります。来訪者に城郭としての理解を深めるため、城郭らしさを表現する石垣や土塁などの遺構を顕在化する整備が必要です。

ウ ユニバーサルデザインによる整備

史跡を訪問する車イス使用者への配慮や、外国人来訪者への対応などについては、今後とも継続 して行う必要があります。

エ 歴史的建造物の復元整備

大手門については、「仙台城跡整備基本計画」において復元整備することとしていますが、復元する場合、市道の機能代替が必要であること、隣接する脇櫓と一体的な復元が必要であること、大手門を含めた一定範囲の整備が必要であることなど、多くの課題があります。巽門については、仙台城跡全体の整備を見据えたうえでの適切な復元整備時期を見極める必要があります。

また、現在のところ、大手門、大手門脇櫓、巽門以外には復元するために必要な根拠資料が少ない状況であるため、歴史的建造物の復元を進めるためには、特に史料調査を充実していく必要があります。

オ 青葉山公園整備事業との連携

青葉山公園整備事業のうち、追廻地区を対象とした公園センター地区の整備は、「青葉山公園のエントランス」としての機能を持つとしており、このことは史跡仙台城跡のガイダンス機能を担うものともいえます。施設整備後の事業においては、史跡仙台城跡の活用に寄与するよう、所管する部局や運営団体との連携を進める必要があります。



図 5-16 公園センター地区の機能構成図

(「青葉山公園(仮称)公園センター基本計画」平成29年4月より)

第5章 史跡仙台城跡の保存・活用・整備の現状と課題

表 5-1 仙台城跡整備基本計画(平成 17 年 3 月策定)の事業進捗状況

		平成17年					
整備区域		短期 概ね1~5年 (H17~21年度)	中期 概ね6~15年 (H22~31年度)	長期 概ね16年以上 (H32年度~)	平成29年12月時点(中期)での実績		
1	御裏林		御清水・貯水槽		未着手		
		大広間等 (遺構表示)			大広間跡遺構表示整備完了 (H27, 3)		
2	本丸御殿	排水溝等	災害復田に伴い側溝入れ替えを実施				
		ガイダンス施設 [暫定]	******************		完了(仙台城見開館)		
20	本丸繰辺地	巽櫓跡崩	災害復旧工事として完了				
3		膜均	災害復田に伴い側溝入れ替えを実施				
4	二の丸詰門		詰門 (遺構表示)		未着手		
5	三の丸蔵屋敷	ガイダンス機能[暫定]	1786 117 45 177		完了 博物館の展示を顕新しH22 4再開館		
		五色羽·長沼 (洗濯,石垣清掃等環境整備)			· 浚渫、護岸施設更新工事中		
6	三の丸外構	土塁・土塀・石垣			・H17・18・29土塁・石組側溝の調査 ・H17・18・19埋没した堪跡の調査		
7	大手門		大手門		未着手		
8	陽坂下	便益施設		1 1 1 1	未着手 H19「扇坂」解説サインを設置		
	登城路	中門地震被災石垣復旧			H15地震で被災した中門・清水門石垣の値		
		清水門地震被災石垣復旧			復は、H17に完了した		
9		造酒屋敷跡 (遺構表示)			・H20・21・22・28・29発掘調査		
a]	5	・H20・21に大手門~本丸詰門間の歩道8 備が完了 ・巽門~沢門間未着手		
			************	巽門	史跡指定前に遺構表示整備済		
10	中島池	際境整備			未着手		
		中島池の現状復旧[暫定]			未着手		
		作業ヤード・ガイダンス機能 [暫定]			・本丸北壁石垣修理の残石を保管中 ・東日本大震災復旧工事でヤードとして 使用、残石等を保管中		
11	崖地	胸落印		・H24・25に災害復旧工事実施 ・H27災害復旧工事は繰越してH28に完成			
12	追廻厩		便益施設		未着手		

凡例				
	完了			
	着手中			
	現計画において未着手・未完了			

表 5-2 主に保存のための整備事業

事業年度	内 容
昭和 39 年(1962)	新潟地震により清水門石垣が被災し、その後修復
昭和 44 年(1969)	五色沼・長沼の浚渫
昭和 52 年(1977)	中門北石垣の変形解消のため修復
昭和 53 年(1978)	宮城県沖地震により、清水門石垣、子門石垣、大手門北側土塀が
	被災し、その後修復
昭和61年(1986)	大雨で本丸北東部の崖面が崩落し、その後修復
平成3年(1991)	五色沼・長沼の浚渫
平成9年(1997)	本丸北壁石垣の変形解消のため修復(~平成 16 年 [2004])[公
	園課]
平成 15 年(2003)	地震により中門南石垣、清水門石垣が被災し、その後修復(~平
	成 17 年 [2005]) [文化財課]
平成 17 年(2005)	・清水門石垣背後の湧水切り回し[文化財課]
	・清水門跡周辺の遺構支障木伐採 [文化財課]
平成 18 年(2006)	・三の丸とその周辺の遺構支障木伐採[文化財課]
	· 青葉山公園崖地崩落防止工事指導会 [公園課]
平成 22 年(2010)	・竜の口渓谷防災工事 [公園課]
平成 23 年(2011)	・東日本大震災による災害復旧(~平成 28 年 [2016])[公園課・
	文化財課]
	H24~27:石垣等修復工事 [文化財課]
	本丸北西・酉門・中門・清水門石垣
	大手門北側土塀及び石垣
	H24: 巽櫓付近崖面災害復旧 [公園課]
	H25:懸造跡付近など崖面災害復旧[文化財課]
	H28:崖面下部災害復旧[文化財課]
平成 28 年(2016)	・本丸東側崖面大雨被害復旧[公園課]
平成 29 年(2017)	・五色沼・長沼の浚渫[公園課]
	・二の丸東側法面大雨被害復旧 [青葉区公園課]
	・大手門北側土塀修繕 [青葉区公園課]
	・中門南石垣復旧(交通事故対応)[文化財課]

第5章 史跡仙台城跡の保存・活用・整備の現状と課題

表 5-3 主に活用のための整備事業

事業年度	内 容				
昭和 33 年(1958)	東北大学植物園開園				
昭和 36 年(1961)	仙台市博物館開館				
昭和 42 年(1967)	大手門脇櫓が青葉城大手門並隅櫓復興期成会から市に寄贈				
昭和61年(1986)	・仙台市博物館改築、巽門跡の遺構表示整備				
	東北大学植物園津田記念館(標本館)完成				
	・「歴史と文化の散歩道」整備事業で解説サイン設置 [緑地部]				
平成8年 (1996)	東北大学植物園本館新築				
平成 17 年(2005)	本丸広場整備(広場舗装、見聞館建設、石垣モデル設置、眺望サ				
	イン設置等)[公園課]				
平成 13 年(2001)	遺構解説サイン設置[観光課]				
平成 18 年(2006)	・仙台城跡サイン設置実施設計(設置場所、仕様等の方針)[文				
	化財課]				
平成 19 年(2007)	遺構解説サイン設置[文化財課]				
平成 20 年(2008)	・園路整備(沢門跡~本丸跡)[公園課]				
	・遺構解説サイン設置[青葉区公園課]				
	・政宗騎馬像・本丸北壁石垣ライトアップ設備設置 [観光課]				
平成 21 年(2009)	園路整備(大手門跡~沢門跡)[公園課]				
平成 22 年(2010)	・仙台市博物館展示改装・遺構解説サイン設置[文化財課]				
平成 26 年(2014)	·本丸大広間跡遺構表示整備、仙台城見聞館展示改装 [文化財課]				
	・案内・誘導サイン設置及び既設サインの刷新 [観光課]				
	・五色沼解説サイン設置 [公園課]				
	・扇坂跡に階段設置[公園課]				
平成 27 年(2015)	・政宗騎馬像・本丸北壁石垣ライトアップ設備刷新 [観光課]				
	・災害復旧事業解説サイン設置[文化財課]				
平成 28 年(2016)	・本丸跡トイレ改修[公園課]				
	・日本遺産サイン設置 [日本遺産実行委員会]				
平成 29 年(2017)	・長沼・五色沼周辺及び二の丸地区の公園施設改修[公園課]				
	・遺構解説サイン設置[文化財課]				

第4節 運営・体制の整備の現状と課題

①保存活用計画を運営する上での体制(人員・組織)の在り方

「現状]

史跡としての管理、調査、整備は仙台市教育委員会が主体となって行いますが、都市公園や大学 敷地でもあるため、仙台市内部では下記のように分担しています。

教育委員会文化財課:保存、活用、整備に関わる計画の策定、史跡現状変更等に関わる業務、 埋蔵文化財の発掘調査をはじめとする現地調査、各種資料調査、史跡整 備事業、普及事業

教育委員会博物館:仙台城跡を含めた歴史資料の収集、収蔵、展示、研究、普及事業

建設局公園課:青葉山公園の整備

青葉区公園課:青葉山公園の維持、管理

文化観光局観光課:仙台城跡に関する情報発信、魅力向上のためのイベントの実施など

また、天然記念物青葉山は、東北大学学術資源研究公開センター植物園が保存と活用を担っています。

調査、整備のための財源としては、市一般財源、国庫補助金があります。国庫補助率は、遺構確認調査及び整備事業にあたっては50%、史跡公有化にあたっては80%です。平成14年に仙台市仙台城史跡整備基金条例により仙台城史跡整備基金が設置され、基金の積み立てや運用が行なわれてきています。これまで史跡整備や指定地の土地購入などの財源として使用されており、平成30年5月時点で、約6億130万円の残高となっています。

②市の内部における保存活用事業の運営(進め方)等に係る意思疎通・情報共有の方法 [現状]

事業の実施にあたっては、その都度関係する部局間で協議を行いながら進めています。例えば、 史跡見学者や公園利用者のための案内板を設置する場合、公園管理、観光、文化財の担当課が現地 で来訪者の動線を想定した協議を行い、適切な地点に一定の仕様によるものを設置するようにして います。また、観光課が観光コンテンツを作成する場合、歴史的な内容の説明に関しては、文化財 課及び博物館が内容の確認を行っています。

[課題]

関係する庁内関係部署の意思疎通、情報共有を今後とも十分に図っていく体制を維持していく必要があります。

③保存活用事業の運営(進め方)等に関する他の機関・組織との意思疎通・情報共有の方法 「現状〕

宮城県教育委員会との関係

史跡現状変更許可の申請については、政令指定都市は国へ直接申請することとなっていますが、 宮城県教育委員会とは、現状変更行為の内容によっては事前に相談しているほか、申請内容の共有

第5章 史跡仙台城跡の保存・活用・整備の現状と課題

を図っています。国庫補助事業は宮城県教育委員会が県全体の事業を取りまとめ申請することとなっているため、申請する事業内容については十分に打合せを行っています。遺構確認調査等の調査成果については、宮城県教育委員会の指導助言を得ており、調査、整備事業に関する委員会を開催する際にはオブザーバーとしての出席を求めています。

東北大学との関係

東北大学キャンパスの一部が史跡を目指す範囲となっており、埋蔵文化財包蔵地でもあるため、 大学施設の工事にあたっては事前に十分に協議を行い、遺構保存の協力を得ています。また、東北 大学埋蔵文化財調査室との間では、遺構確認調査成果についての情報交換を随時行っています。

宮城県護国神社との関係

史跡指定地の一部及び指定を目指す範囲の土地所有者である宮城県護国神社とは、必要に応じて 話し合いを行っており、史跡指定地や公園における事業についての情報共有を図っています。

市民団体との関係

本丸跡を中心にガイド活動を行っている NPO 法人仙台城ガイドボランティア会は、平成 16 年度 に文化財課が実施した仙台城跡ガイドボランティア養成講座の受講者を中心に結成された団体で あることから、文化財課では、備品の貸与、調査成果の情報提供、会が主催するイベントへの協力 等の支援を行っています。

[課題]

観光関連諸団体等との連携

仙台市や宮城県の観光振興、交流人口の増加を目指して事業を行っている各種団体との連携をより一層進めていく必要があります。

第6章 史跡仙台城跡の保存・活用の大綱と基本方針

第1節 大綱

史跡仙台城跡を今後とも保存し活用していくため、望ましい将来像を以下のように考えます。

- ○仙台の歴史の原点となる仙台城跡のさまざまな価値を保持しつつ、歴史の正しい理解を広めると ともに、仙台らしい都市空間づくりの中核となる事業として、保存管理と活用を図ります。
- ○史跡仙台城跡の本質的価値を保存し後世に確実に引き継ぐとともに、その活用を図ります。史跡 指定地外に存在する仙台城跡の本質的価値を表す遺構等についても、十分な調査のうえ保存と活用 を図ります。
- ○仙台城跡が位置する青葉山地区の歴史的・自然的環境の維持・保全に努め、仙台城跡からの眺望 や市街地からの眺望に配慮した景観形成を図ります。
- ○仙台城跡に関する調査研究を継続的に実施し、仙台城跡の価値を一層明らかにするとともに、価値の保存や活用の基本とします。
- ○調査成果に基づく活用を図ることにより、市民や子どもたちが仙台の歴史に親しみ学び、観光客がより一層楽しめる機会を創出します。
- ○市民や観光客が親しみ学ぶことができるよう、歴史的・文化的空間としての整備を進めます。
- 史跡の保存と活用を推進するために必要な組織、体制を継続するとともに、事業遂行にあたって は市民や関係諸団体との連携を図ります。
- ○仙台城跡の保存と活用を推進し、仙台城跡の価値と魅力を伝えることにより、市民の城としての 意識を高め、仙台のまちづくりや交流人口の拡大に寄与します。
- ○史跡の防災や、災害時の来訪者の安全のために必要な施策に取り組みます。

第2節 基本方針

(1) 保存の基本方針

- ① 史跡仙台城跡の本質的価値を構成する要素である石垣、堀などの<u>遺構や自然地形を保存するとともに植生を保全し</u>、後世に継承します。史跡指定地に重複している<u>天然記念物青葉山についても、あわせて保全を図ります。</u>
- ② 保存のための調査研究を計画的に継続して行います。
- ③ 現状変更に関する方針を定め、適切に運用します。
- ④ 史跡地内を通る交通量が多い市道は、石垣等の遺構の保存や史跡の活用等において影響があ

第6章 史跡仙台城跡の保存・活用の大綱と基本方針

ることから、車両通行と遺構保護・活用の両立を図る対策について検討を進めます。

⑤ 史跡追加指定を目指す範囲については、その確実な保存を図るとともに、指定同意の働きかけを継続します。

(2) 活用の基本方針

- ① 仙台城跡の遺構や発掘調査の成果について、積極的な公開に努めます。
- ② 仙台城跡の価値を多様な来訪者や国内外の居住者に対し、分かりやすく伝えるための環境を整えます。
- ③ 仙台の歴史について市民や子どもたちが学ぶ機会を創出します。
- ④ 文化財を観光資源としても活かし、地域社会・地域経済を活性化するという観光まちづくり の視点からの施策について検討していきます。
- ⑤ 日本遺産「政宗が育んだ"伊達"な文化」を構成する文化財や、市内にあるその他の文化財 と一体となった活用を図ります。
- ⑥ 史跡指定地に重複している天然記念物青葉山については、東北大学植物園の活用方針を踏まえ、連携して活用を図ります。<u>東北大学が天然記念物の保存活用計画を策定する場合には、本</u>計画との調整を求めていきます。

(3) 整備の基本方針

- ① 保存と活用のために、計画的に整備事業を実施します。
- ② 「仙台城跡整備基本計画」を見直すとともに、計画の実施にあたっては、その進捗状況を定期的に検証します。
- ③ 整備事業の計画立案にあたっては、調査成果を十分に検討し、史跡の価値の正しい理解につながるようにします。

(4) 保存・活用・整備の推進及びその体制の基本方針

- ① 保存・活用・整備のために必要な体制を整備し維持するとともに、必要な財源の確保を図ります。
- ② 保存活用計画の推進にあたっては、教育委員会を中心に、関係する市の部局間における連絡 調整を緊密に行います。
- ③ 文化庁、宮城県教育委員会等関係機関との連絡調整を適切に行うとともに、仙台城跡に関わる諸団体との連絡調整を緊密に行います。
- ④ 保存活用計画の推進にあたり、市民協働に努めます。
- ⑤ 計画の進捗状況は定期的に検証し、必要に応じて課題の解決を図ります。

第1節 方向性

- 史跡を構成する諸要素ごとの保存の方法に基づき、保存のための取組みを進めます。
- 遺構保全のために日常の維持管理を行うとともに、自然災害等により被害が生じた場合は復 旧します。また、防災の観点からの対策を検討します。
- 現状変更等の行為への対応についての方針を定め、適切に実行します。
- 史跡の保存と活用の基礎となる調査研究を継続的に実施します。

第2節 方法

(1) 全体的な方法

- ①遺構の分布や規模、内容についての現状把握を行ったうえで、保存にあたります。
- ②日常の維持管理を適切に行います。
- ③史跡指定地内において車両通行による遺構への影響が生じないような対策を検討します。
- ④調査研究を継続的に実施し、その成果に基づく適切な手法により保存にあたります。

(2) 構成要素ごとの方法

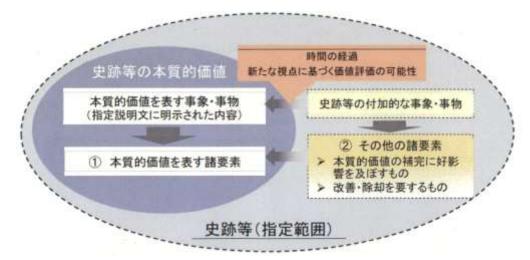


図 7-1 史跡等の本質的価値を表す事象・事物と付加的事象・事物との関係 (文化庁記念物課『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業 報告書』(2015) より引用)

A 本質的価値を構成する諸要素の保存

①石垣の保存

- ア 測量を行い、測量図を元に、石垣の規模や積み方、石材の破損状況等を記した台帳(石垣カルテ)を作成し維持管理にあたります。
- イ 日常的に石垣の目地から生える草の除草を行い、石垣の変形の原因となる樹木がある場合は 伐採します。
- ウ 3次元測量機器による測量や、石垣目地のすき間を計測する機器などにより、定期的に石垣の観測を行い、石垣の変形を早めに把握します。観測数値が増加し続けるなど、石垣の変形が

懸念される場合は、石垣に対する対策及び来訪者の安全のための対策を検討します。

②堀、土塁、土塀などの保存

- ア 樹木の成長が遺構の変形、き損の原因となる場合は、樹木を伐採します。
- イ 堀の水質維持のため、清掃や浚渫などの措置を行います。
- ウ 土塀については、変形やしっくいのはがれなどが生じた際には適切な修理を行います。

③地形、植生、景観などの保存

- ア 仙台城跡の特徴ともいえる自然崖や竜の口渓谷などの地形については、自然地形ではありますが、城の防御施設として重要な要素でもあるため現状の保全に努めます。ただし、急峻な地形のため、崩落などにより変形が進んでいる現状を踏まえ、地形の保全や来訪者の安全確保のために、補強工事などの必要最小限度の現状変更を行うことはやむを得ないものとします。
- イ 植生については、現状の把握を行い、保存と活用の観点から維持管理の方針を検討し、方針 に基づき維持管理を行います。

保存の面からは、植生が遺構保存に影響を与えているかどうかという観点から、保存のため の植生管理について方針を検討します。

活用の面からは、樹木等が遺構を覆って史跡の価値の理解を阻害していないか、来訪者の動線に樹木が影響を与えていないか、などの観点から植生管理の方針を検討します。また、史跡全体の景観、城からの眺望などのあり方についても、市民の意見も踏まえて方針を検討し、方針に基づく植生管理を行います。

ウ 史跡指定地においては、新規の植樹は史跡整備に伴うものを除き原則として行わないことと します。

④埋蔵されている遺構の保存

公園施設・道路施設の改修、解説板等の設置等による掘削が行なわれる場合、遺構に影響を与えないよう十分に保護措置をとります。必要に応じて、現状変更許可を得たうえで確認調査を行い、事前に掘削可能な深さ(表土、現代の盛土など)を確認します。

B 本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素の取扱い

①史跡解説のための施設

〇解説板・遺構表示等

解説板、案内板、遺構表示など、来訪者が史跡の価値を正確に知り理解を深めるための施設は、適切に維持管理を行い、調査の進展やガイド活動などでの利用状況に応じて、表示内容や 設置位置などの見直しを行います。

〇再建建造物

大手門脇櫓は、青葉城大手門並隅櫓復興期成会により昭和38年(1963)に再建に着手され、昭和42年(1967)に仙台市に寄附されました。焼失前の測量図に基づき建築されましたが、木造モルタル造であり、屋根の形や狭間の位置などに違いがあるほか、工事前に発掘調査は行

われていないため、復元建造物とは言えません。しかし、史跡指定前に建築されたものであり、 江戸時代の建物が残されていない仙台城跡において、城らしさを表現しており、市民にもなじ み深い建造物であることから、今後とも維持することとします。

将来再整備を行う場合には、発掘調査を行い、焼失前の図面や写真など、復元の根拠となる 良好な資料の存在を確認したうえで復元整備を検討します。



図 7-2 大手門脇櫓 (再建)



図 7-3 大手門脇櫓(被災前) 仙台市博物館所蔵



図 7-4 大手門脇櫓 (再建)



図 7-5 大手門脇櫓(被災前) 仙台市博物館所蔵

〇ガイダンス施設等

仙台城見聞館

本丸跡の仙台城見聞館は、平成16年3月に策定した「仙台城跡整備基本構想」では、本丸御殿整備区域の活用整備について「広大な区域が未調査となっていることから、小規模なガイダンス施設等を暫定的に整備する」という指針が示されたことに基づき設置したものです。平成18年に建設され、建物面積81㎡で、その他にトイレが付属しています。これまで年間約1万2千人前後の入館者があり、小規模な施設であるものの、ガイダンス施設としては重要な役割を担っています。そのため、本計画における取扱いは、今後ともガイダンス施設としての使用を継続することとし、展示内容については、今後の調査成果や整備の進展にあわせて、必要に応じた見直しを図るものとします。なお、将来本丸跡の調査が進展し、本丸跡の整備計画を検討する際には、改めて位置や機能について検討します。

仙台市博物館

仙台市博物館は、昭和36年(1961) に開館し、昭和61年(1986) に全面新築されています。 延床面積10,800㎡、総2階建、鉄筋コンクリート造の建物です。「仙台城跡整備基本構想」に おいて、三の丸蔵屋敷整備区域の活用整備について「博物館内の提示施設の一部を史跡ガイダ

ンス施設として暫定利用すること等を検討する」という指針が示され、「仙台城跡整備基本計画」では、「博物館では、仙台の歴史に関する資料を現在も有料公開しているが、その中にも仙台城跡の内容が分かるガイダンス機能を付与し、資料を公開する。」とされています。これらに基づき、市博物館では平成19年度に「仙台城ガイダンス機能拡充等基本計画」を策定し、平成21年度に展示改修工事を実施し、仙台城本丸北壁石垣の慶安五年銘石材や、ヨーロッパ産ガラス器などを展示するスペースを設けました。これらの経緯を踏まえ、本計画における取扱いとしては、仙台市博物館を史跡ガイダンス施設として利用するものとし、建物についても健全に利用できる間は維持するものとします。



図 7-6 仙台城見聞館



図 7-7 仙台市博物館

②史跡保全のための施設

本丸東側崖面では、これまで大雨や地震により崩落が生じ復旧工事が行われてきています。その ため、補強の施設(グランドアンカー、吹付枠、防護網、縦排水管、鋼製カゴなど)が各所に設け られています。これらは、地形の維持のために必要な施設であるため、今後も維持します。

③公園施設

青葉山公園の管理のための諸施設(柵、園路、外灯など)は、来訪者が安全・快適に史跡を見学してもらうために必要な施設であることから今後も維持します。また、ベンチやあずまやを増設するなどの、来訪者の利便性向上のための整備については、史跡の本質的価値を損なわない範囲で、計画的に行うものとします。

4)道路

史跡指定地内には市道が5路線通っています。いずれも、史跡及び天然記念物の保存と活用の点では影響があり、対策が必要です。

仙台城跡線・青葉山線・青葉山亀岡線は交通量の多い道路ですが、幅員が狭く、カーブがきつく 勾配が急です。また、石垣に近接している場所があり、車両が石垣に損傷を与える事故も発生して おり、車両通行による振動が石垣に与える影響が懸念されます。これらの路線は史跡及び天然記念 物の保存に影響を与えており、また歩道が設けられていない場所もあることから、史跡の徒歩での 見学に支障があり、活用の面でも影響があります。

これらの道路は、史跡及び天然記念物の保存と活用の観点からは、本来的には車両通行を止める必要があると考えますが、通勤や観光等のための道路として使用されている現在の通行状況から見

る限り、現実的には早急な通行制限等の対策は困難ですので、当面の間は、保存に対する影響を最小限となるような対策を検討していくこととします。現状変更については、現状の道路の位置や規模等の範囲内での維持補修のための現状変更は認めるものとします。遺構保存や活用のために必要な道路改修の場合は、その内容を十分検討したうえで認めるものとします。

追廻天主台線と追廻竜の口沢線については、主にテニスコート利用者の車両が通行する路線であり通行量は多くありません。当面は現状を維持し、現状の範囲内での維持補修等の現状変更についてのみ認めるものとします。また、当路線は追廻地区の青葉山公園整備計画範囲に隣接しており、公園整備の際に園路等としての利活用も想定されることから、今後、公園整備部署と十分に協議しながら、適切な保存と活用を図ることとします。

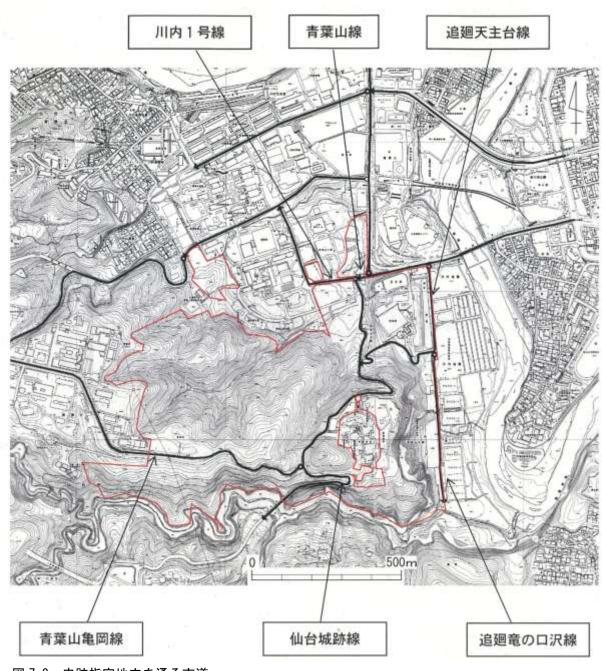


図 7-8 史跡指定地内を通る市道

5顕彰碑等

史跡地内に存在する顕彰碑等については、廃城後に設置され仙台城跡とは直接関係のないものであり、移設等の取扱いも検討すべきものです。しかし、いくつかのものは、廃城後の仙台城跡が仙台市民にとってどのような存在であったのかを示す資料という考え方もできます。そのため、取扱いについては、以下のとおりとします。

- ・顕彰碑等の調査を行い、規模や設置の経緯等を記録します。
- ・保存・活用のための整備を行う際に整備対象地区に顕彰碑等がある場合、その取り扱いについては所有者の意向を前提としながら、個別に検討します。

なお、史跡指定地においては、仙台城跡と直接関係のない顕彰碑等の新設は原則として認めない こととします。

⑥その他

○発掘調査現地事務所

中島池跡にある発掘調査現地事務所は、史跡指定前の平成9年に石垣工事事務所として民間業者が建築し、平成16年度に市が購入したものです。仙台城跡の調査を継続的に行うためには現地の拠点が必要なので、当面は必要に応じて修理しながら維持することとします。しかし、プレハブ建築であることから長期の使用は困難であるため、今後、現地での調査拠点のありかたについて検討していきます。

〇旧姉歯家茶室 (残月亭)

三の丸(東丸)にある明治時代の茶室であり、移築されたものです。平成9年(1997) 仙台市の有形文化財に指定され、平成11年(1999)に現在地に移築復元されました。仙台城跡にあった遺構ではなく、追廻地区の青葉山公園整備が進むまでの暫定的にこの場所に復元した経緯もあるため、将来にわたり配置し続けるかどうかは検討が必要であり、三の丸(東丸)の整備を今後検討していく中で、取り扱いを検討します。

○二の丸跡・御裏林の第二師団関係遺構等

二の丸跡や御裏林には、弾薬庫やざんごうなどの第二師団関係遺構のほか、亜炭採掘の遺構が残されています。これらは、廃城後の遺構であるため、その取扱いを検討する必要があります。地形を改変している遺構であり、仮に除却する場合、新たな遺構の破壊が生じる可能性が高いため、当面は現状のまま保存するものとします。廃城後の仙台城跡が軍用地や資源採掘の場として使われたことを遺構として示しているとも考えられますので、今後現状の調査を行ったうえで、活用の対象となるか検討します。

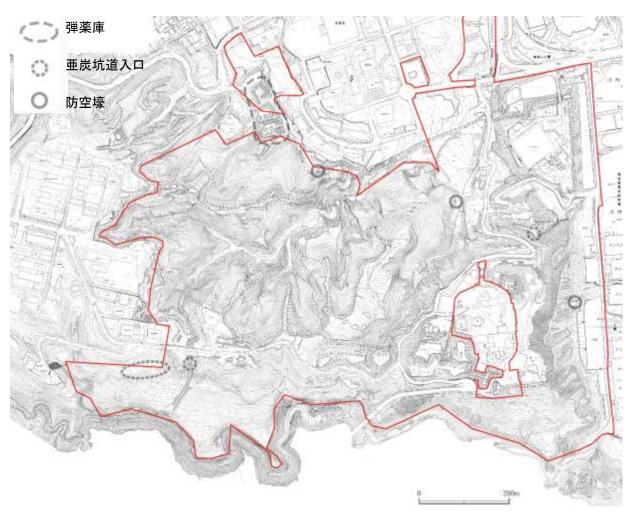


図 7-9 軍関係遺構・亜炭坑の位置

(3) 現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の取扱方針及び取扱基準

①現状変更等について

文化財保護法第 125 条では、「史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。」とあります。

「現状を変更する行為」とは、史跡等に物理的作為的変更を加える行為であり、例えば掘削を伴う工事や堀の埋め立てなどがあげられます。「保存に影響を及ぼす行為」とは、物理的に現状に変更を及ぼすものではないが、将来にわたり支障を来す行為であり、例えば重量物を積載した車両の度重なる通行などがあげられます。

現状変更等は原則として文化庁長官が許可しますが、法第125条第1項ただし書きに許可が不要な件が記してあります。また、法第184条第1項第2号の規定により、重大な現状変更以外については都道府県・市の教育委員会に許可の権限が委譲されており、その範囲は、文化財保護法施行令第5条第4項第1号に示されています。

②法令上の基準

ア 現状変更等を許可できない場合

- ○史跡名勝天然記念物の適切な保存管理のために策定された「保存活用計画(保存管理計画)」 に定められた保存管理の基準に反する場合
- ○史跡名勝天然記念物の滅失、毀損又は衰亡のおそれがある場合
- ○史跡名勝天然記念物の景観又は価値を著しく減じると認められる場合
- ○地域を定めて指定した天然記念物に関し、指定対象である動植物の生息環境又は生態系全体 に対して著しい影響を与えるおそれがある場合

(「文化財保護法施行令第五条第四項第一号イからリまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現 状変更等の許可の事務の処理基準」より)

イ 現状変更等の許可が不要な行為

- ○現状変更については、維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合
- ○保存に影響を及ぼす行為については、影響の軽微である場合

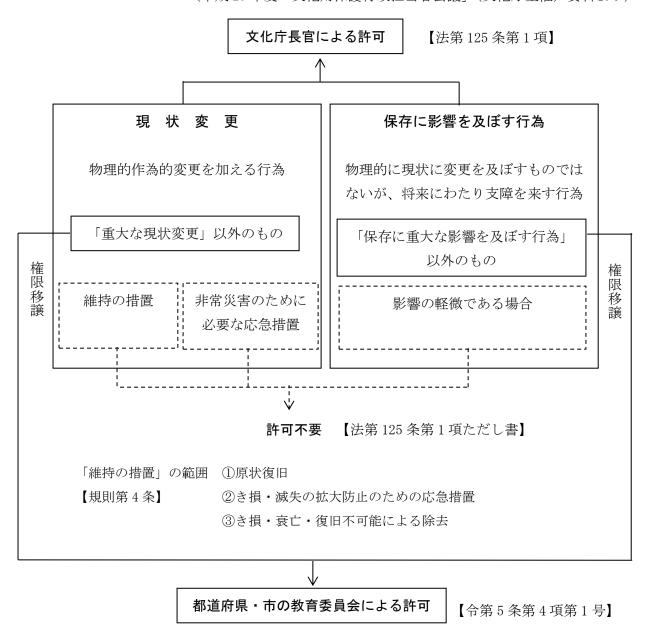
(法第125条第1項ただし書き)

「維持の措置」の範囲については、「特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の 現状変更等の許可申請に関する規則」第4条に、史跡名勝天然記念物がき損し又は衰亡し ている場合の、原状復旧、き損・衰亡の拡大防止のための措置、き損・衰亡・復旧不可能 の場合による除去と示されています。

き損が生じた場合には法第30条によるき損届、復旧する場合は法第127条による復旧届を文化庁長官に提出する必要があります。

史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可制度について

(平成29年度「文化財保護行政担当者会議」(文化庁主催)資料より)



都道府県・市の教育委員会による許可の範囲(文化財保護法施行令第五条第四項第一号」

<史跡名勝天然記念物(地域)関係>

- (イ) 2年以内の期間限定の小規模建築物の新築・改築・増築
- (ロ) 指定面積 150ha 以上の史跡名勝天然記念物の第一種及び第二種低層住居専用地域における小規模建築物の新築・改築・増築
- (ハ) 工作物(※1)の設置・改修、道路の舗装・修繕
- (二) 史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設(※2)の設置、改修
- (ホ)電柱、電線、ガス管、水管、下水管その他これらに類する工作物(※3)の設置・改修
- (へ)建築物等の除却(建築または設置の日から50年を経過していない建築物に係るものに限る)
- (ト) 木竹の伐採(※4)

(チ) 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取

<天然記念物(種)関係>

- (リ) 天然記念物である動物の捕獲及び飼育、標識等の装着、血液その他の組織の採取
- (ヌ) 天然記念物である動物の動物園・水族館相互間での譲受け・借受け
- (ル) 天然記念物である鳥類の電柱に作られた巣の除却

<個別移譲関係>

(ヲ) 史跡名勝天然記念物の「管理のための計画」を定めた都道府県又は市の教育委員会が申出を し、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域における現状 変更等

※1:「工作物」には、①小規模建築物に付随する門、生け垣又は塀 ②既設の道路に設置される電柱、道路標識、信号機又はガードレール ③小規模な観測・測定機器 ④木道を含む

※2: 法第115条第1項の標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設

※3:「その他これらに類する工作物」には、側溝、街渠、集水ます及び電線共同溝を含む

※4:「木竹の伐採」とは、幹を切ること及び枝を切断して除去することをいう。また、名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。

③現状変更等の取扱の基本方針

仙台城跡は、日本の近世城郭を代表する遺跡として国の史跡に指定されていることから、史跡の 保護のため、史跡指定地内においては、原則として史跡の保存と活用のために必要な行為以外の現 状変更等は認めないものとします。

ただし、史跡指定地の大半は都市公園として供用されており、また指定地内を市道が通過している状況であることから、公園施設及び道路の維持管理といった公益上の行為に係る現状変更行為等については、史跡の本質的価値に影響を及ぼさない範囲で認めることとします。

現状変更等については、当該指定地内でなされる必然性があること、その内容・規模等が必要最小限であり、史跡の本質的価値への影響を及ぼさないよう必要な措置がとられていることなどを許可の条件とします。

④現状変更許可の対象となる行為

現状変更の許可申請の対象となる具体的な行為は、以下のものとします。これ以外の行為については、その都度、市教育委員会を通して文化庁と協議を行うものとします。

ア 史跡の保存と活用のために必要な行為

史跡の保存と活用のために必要な建築物、工作物の設置等の行為は、今後策定する整備計画等に 基づくものとし、必要最小限の規模で、史跡の本質的価値への影響を最小限となるよう十分に配慮 します。災害時の応急措置に伴う行為以外は、原則として、有識者等による委員会の指導助言を得 ながら遂行します。史跡の保存管理及び整備活用上必用な行為は、主に以下に示すものです。

・史跡の保存・管理のための標識、説明板、境界標、囲さく、覆屋等の保存施設の設置

- ・史跡の本質的価値に対する防災対策
- ・史跡の本質的価値を構成する諸要素の復旧
- ・史跡の保存と活用のために必要な木竹の伐採、植栽
- ・その他、保存と活用のために必要な建築物の新設・増築・改築・除却・色彩変更、工作物の設置・改修・除却・色彩変更及びこれらに伴う土地の形状の変更

イ 発掘調査等の調査研究に伴う行為

仙台城跡の遺構の性格究明のための発掘調査等にあたっては、年次計画を策定し、有識者等による委員会の指導助言を得ながら進めることとします。調査の実施にあたっては、遺構等への影響を最小限にとどめるよう、適切な調査区設定や調査深度となるよう配慮します。また、復旧に伴う発掘調査についても、必要最小限の範囲とするよう努めます。

ウ 公益上必要な行為

公益上必要な行為は、史跡の本質的価値を構成する要素の保存及び史跡としての景観の保全・調和に対する配慮がなされた、以下に示す行為に伴う「建築物、工作物の新築(設置)・改築(改修)・除却・色彩の変更」「土地の形質の変更」「木竹の伐採」とします。

- 道路、公園施設関連の公共工事
- ・電柱・電線、上下水道等のライフラインの維持管理、改修、除却
- ・災害復旧のための公共工事

⑤現状変更等の許可が不要な行為

A 法第 125 条ただし書きにある許可不要行為

ア 維持の措置

- ○史跡のき損、衰亡時の現状復旧
 - ・石垣の築石が1石程度はずれた際に元の位置に戻す行為
 - ・大雨等で小規模な土砂の流失が発生した地表面の元の状態への復旧など
- ○史跡のき損、衰亡の拡大防止のための応急措置 崩落した簡所及び被害が及びそうな簡所に行う土のう等の設置など
- ○史跡の一部のき損、衰亡箇所の復旧が不可能な場合における当該部分の除去
- 曲輪の地形を構成する法面が崩れ、崩れ残った周辺も危険で修復不可能な場合の撤去など 「運用にあたっては、行為の必要性、施工範囲などについて、施工者と十分打ち合わせ、 必要最小限の範囲となるように努める〕
- ※「特別史跡天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則」 (昭和 26 年 7 月 13 日 文化財保護委員会規則第 10 号)第 4 条 維持の措置の範囲

イ 非常災害のために必要な応急措置

・大雨、台風、地震等の災害の際に、崩落した箇所及び被害が及びそうな箇所に行う土のう等の 設置や、崩落した土砂・落石等の撤去、簡易な土留杭・立入禁止表示などの工作物の設置、来

訪者が避難するための工作物の設置等

ウ 保存に影響を及ぼす行為で影響の軽微なもの

史跡を構成する要素に対する日常の維持管理行為

○史跡の本質的価値を構成する諸要素、史跡整備関連施設の日常の維持管理

- ・史跡地内の清掃、除草
- ・史跡地内(天然記念物以外)にある樹木の危険防止、景観維持のための剪定及びつる切り
- ・史跡整備関連施設のうち、解説板類、管理用柵、ベンチ、あずまや、外灯等の小規模工作物 の地上部分の軽微な補修。
- ・修復した遺構の、既工事範囲内での再修復 (※軽微な補修とは、塗装の塗り直し、部品の交換など)

○公共(土木)施設の日常の維持管理

- ・道路・園路のくぼみなどの部分的な補修
- ・道路付属施設(ガードレール、カーブミラーなど)の地上部分の軽微な補修
- ・公園施設(柵、あずまや、トイレ、外灯など)の地上部分の軽微な補修

○史跡見学者のための資料館、便益施設等の日常の維持管理

・ガイダンス施設等の内部の補修・改装、外装地上部分の従前と同じ状態に戻す補修

○活用事業等に伴う仮設物の設置

・イベント等に伴う仮設の簡易な工作物の設置。原則として地面に据え置くものとするが、事故防止のため、直径 10 センチ程度以下の杭により、深さ 20 センチ程度の打ち込みまでは認める。

○測量のための一時的な杭等の打設

・地形測量等にあたり一時的に簡易な杭を打設する場合、打ち込み部分が深さ 20 センチ程度 にとどまる場合までは認める。

(4) 地区ごとの保存管理の方針

①地区区分について

仙台城跡は指定範囲が広く、城郭の遺構が残る部分と自然地形の部分があるなど、多様な様相であるため、指定地及び指定を目指す範囲については、保存地区を以下の通り設定し、それぞれの保存の方針を定めます。

第一種保存地区

主要な曲輪の範囲と天然記念物指定範囲

第二種保存地区

本丸周囲の崖地、本丸東側の旧河道部分

第三種保存地区

車両通行のある市道

第四種保存地区

将来史跡を目指す範囲

②地区ごとの保存管理の方針

第一種保存地区1(主要な曲輪)

第一種保存地区は仙台城跡の主要な曲輪があった部分です。この地区には石垣、堀、土塁等の遺構が顕在しているとともに、地下にはさまざまな遺構が存在しています。保存管理の方針は、現状のまま保存することとしますが、あわせて、保存のための整備や、来訪者が史跡を理解するための整備は、遺構保存及び史跡の景観に十分配慮したうえで計画的に進めることとします。

第一種保存地区2(天然記念物指定範囲)

天然記念物青葉山に指定されている範囲です。保存管理の方針としては、天然記念物として指定されている要件である自然環境や、域内に残る城郭に関連する遺構を現状のまま保存することとします。地区内での建築物や工作物の設置は、保存と活用のために必要なものに限ることとします。見学者のための便益施設も、その必要性を十分に検討するとともに、規模については環境及び景観に配慮したものとします。

第二種保存地区

本丸東・南側の崖地及び本丸東側崖下の旧河道部分であり、自然地形を城郭の一部として最大限に利用した仙台城の特性を示す重要な構成要素ですが、江戸時代の遺構は、現在のところ確認されていません。そのため、保存管理の方針としては、原則として現状のまま保存することとしますが、崖地の崩落防止工事など地形の維持管理上必要な措置については、自然環境や史跡景観に十分配慮したうえで進めることができるものとします。

第三種保存地区

史跡指定地内に存在する車両通行のある市道部分です。場所によっては、<u>第一種保存地区1及び第一種保存地区2の中を</u>通っており、地下に遺構が存在する可能性がある部分でもあり、本来は現状のまま保存する必要があります。しかしながら、通勤や観光等のための道路として使用され、市民生活にとって重要な道路であることから、当面の間は、史跡の保存活用と、道路としての使用の両立を図ることとします。保存管理の方針は、現状のまま保存することとしますが、道路や道路に付属する工作物の補修については、既設の規模を超えない範囲で行うことができることとします。補修にあたっては、事前に市教育委員会と協議し、工事内容によっては文化庁の許可を得るものとします。

第四種保存地区

本丸跡及び二の丸跡の将来史跡を目指す範囲です。地表に顕在する遺構は少ないものの、地下の遺構は場所によっては良好に残存しています。保存管理の方針としては、将来史跡を目指す範囲であることから、開発行為がある場合は、埋蔵文化財の発掘調査を前提に、その調査結果によっては計画されている開発行為の計画変更や工法の変更等を事業者と調整し、遺構に与える影響が最小限となるよう協力を求めることとします。

③史跡指定地及び指定を目指す範囲以外の取り扱い

A 周辺地区1

追廻地区

埋蔵文化財包蔵地である追廻地区は、川沿いの石垣や、かつて馬場や侍屋敷地として使用された平坦に造成された地形が顕在しており、確認調査の結果では地下に遺構が保存されていることが判明しています。この場所では、青葉山公園(仮称)公園センター地区整備をはじめとした公園整備が行なわれていますが、公園整備に伴う造成・掘削等にあたっては、遺構に与える影響が最小限となるように協力を求めます。また、施設整備にあたっては、史跡指定地に隣接している場所であることを考慮した外観となるよう、協力を求めます。

国際センター周辺地区

過去の造成の影響が大きいことから埋蔵文化財包蔵地に登録されておらず、現在、国際センターが建設されています。しかしながら、大橋から大手門へ至る大手道に面し、藩政期には大規模な侍屋敷が建っていた歴史的な由緒のある場所であり、史跡指定地に隣接していることから、今後の施設増築、改修や公園整備にあたっては、周辺環境に違和感のない整備となるよう、事業者と調整を行うものとします。また、史跡指定地への動線計画策定にあたっては、この地区も含めて検討します。建物以外の場所について、遺構の残存状況の確認のため、試掘調査の実施を検討します。

B 周辺地区 2

埋蔵文化財包蔵地として登録されていますが、絵図によると旧河道であった部分や、竜の 口渓谷の部分は、人工的な遺構の存在の可能性が少ないとみられます。しかしながら、城郭 の良好な景観の維持という役割があると考えられますので、今後の公園整備にあたっては、 埋蔵文化財包蔵地としての適切な手続きをとるとともに、史跡の景観に支障のない計画とな るよう、事業者に協力を求めます。

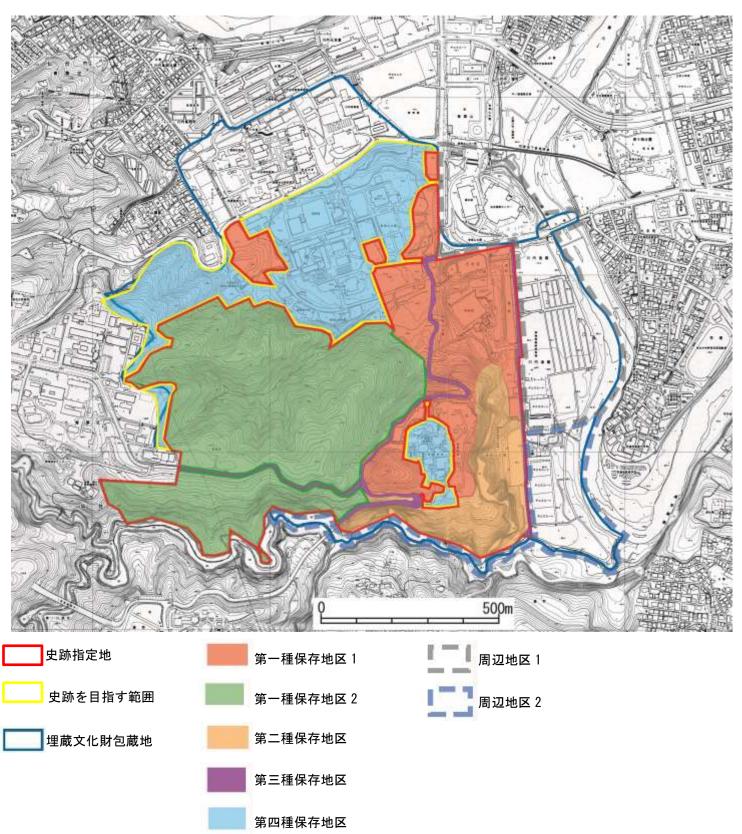
(5) 追加指定について

平成 15 年度の史跡指定申請にあたり、将来史跡をめざすとしている範囲については、将来的に土地所有者の同意をいただけるよう努めます。また、今後の調査成果の蓄積を踏まえて、かつて城郭であった範囲についても、将来的な追加指定について検討していきます。

(6) 公有化等について

史跡指定地の公有化については、土地所有者の意向を前提としたうえで進めます。

また、国有地において所管省庁間での所管換えが行われる場合は、関係部局と調整の上、対応します。



指定状況	地区種別	地区の性格	現状	土地所有状況	保存管理の方針
	第一種保存	城郭を構成する曲	公園・大学	国有地・市有	遺構を現状のまま保存する。
	地区1	輪・登城路(本丸・	敷地•山	地・民有地	保存管理・活用のため及び公園利活用のため
史跡		三の丸 [東丸]・二	林・道路		に必要な行為に限り現状変更を認める。
		の丸・沢曲輪・中曲			
		輪・中島曲輪等)			
史跡・天然	第一種保存	御裏林(御清水・堀	東北大学植	大学法人有地	自然環境及び遺構を現状のまま保存する。
記念物	地区2	切等)	物園		保存管理・活用のために必要な行為に限り現
品公公物		良好な自然環境			状変更を認める。
	第二種保存	崖地、旧河道など	公園	国有地	原則として現状のまま保存する。
	地区	の、城郭を構成する			保存管理・活用のため及び公園利活用のため
		自然地形			に必要な行為、並びに地形保護や来訪者の安
					全確保のために必要な行為に限り現状変更
					を認める。
史跡	第三種保存	御裏林及び城郭を	車両が通行	市有地	原則として現状のまま保存する。
	地区	構成する曲輪(本	する道路		道路の維持管理及び遺構や来訪者に対する
		丸・沢曲輪・中曲輪)			安全確保のために必要な行為に限り現状変
					更を認める。ただし、道路の維持管理のため
					の現状変更については、原則として既存施設
					の規模を超えないものとする。
未指定地	第四種保存	城郭を構成する主	神社敷地•	国有地・市有	将来史跡に指定することを目指すため、開発
	地区	要な曲輪(本丸・二	大学敷地·	地・民有地	行為にあたっては、事業者に、事前の発掘調
		の丸)	道路		査を前提に、遺構への影響が最小限となるよ
					う協力を求める。

周辺地区

指定状況	地区種別	地区の性格	現状	土地所有状況	保存管理の方針
	周辺地区1	城郭を構成する曲	公園・道路	国有地・市有	公園整備が予定される場合の対応
		輪(馬場・厩・武家		地	・埋蔵文化財包蔵地:事業者に遺構保存への
		屋敷等)			協力を求める。
					・埋蔵文化財包蔵地以外: 史跡隣接地である
					ことに配慮した計画となるよう事業者に協
					力を求める。
	周辺地区2	城郭周辺を構成す	公園	国有地	埋蔵文化財包蔵地としての手続きを適切に
		る自然地形(旧河			行い、公園整備が予定される場合は、史跡隣
		道・崖地)			接地であることに配慮した計画となるよう、
					事業者に協力を求める。